（裁定の請求）

第六十条の二　法第十六条の規定による寡婦年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～四　（略）

五　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　第十六条第一項第八号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2～4　（略）

（添付書類の省略等）

第八十五条　（略）

2～6　（略）

7　第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書、申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を請求書、申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

（法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第九十六条　法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第五条に規定する調査世帯の世帯員にあつては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　被保険者の資格並びに公的年金給付及び次に掲げる年金たる給付の受給状況

(1)　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付

(2)　地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

(3)　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

(4)　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

(5)　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

(6)　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付

ハ・ニ　（略）

四　（略）

（裁定の請求）

第六十条の二　法第十六条の規定による寡婦年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～四　（略）

五　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2～4　（略）

（添付書類の省略等）

第八十五条　（略）

2～6　（略）

7　第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

（法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第九十六条　法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第五条に規定する調査世帯の世帯員にあつては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　被保険者の資格及び公的年金給付等の受給状況

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ハ・ニ　（略）

四　（略）

附　則

この省令は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中国民年金法施行規則第八十五条第七項の改正規定　公布の日

二　第一条中厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第十一号、第四十四条第一項第九号、第六十条第一項第十四号及び第六十条の二第一項第三号の改正規定並びに第二条中国民年金法施行規則第十六条第一項第八号、第三十一条第一項第十一号、第三十九条第一項第十二号、第四十条第一項第三号及び第六十条の二第一項第五号の改正規定　令和七年六月一日